

平成29年10月22日
相模原市発表資料

投票用紙の二重交付について

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所において、一人の選挙人に対し小選挙区の投票用紙を誤って2枚交付する事案が発生しました。

本件につきましては、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 発生日

平成29年10月22日(日)8時30分頃

2 場所

相模原市緑区第14投票区投票所 相模原市立九沢小学校1階ワークスペース
(相模原市緑区大島1859番地3)

3 概要

当該投票所において、選挙人から、来場していない同一世帯人の投票を代理で行いたいとの申し出があり、小選挙区選出議員選挙につき、本人の分と合わせて2枚の投票用紙を交付し投票させてしまったものです。

4 原因

代理投票の制度について、選挙事務従事者(受付・名簿対照係、投票用紙交付係)が十分理解していなかったことが原因です。

5 再発防止策

緑区内54箇所全ての投票所に対し、選挙人一人ひとりの名簿照合をしっかりと行い、確実に一人に1票を交付することを徹底するよう指示し、交付誤りの再発を防止します。

また、市選挙管理委員会においては同様な事故が発生しないよう、他の区に注意喚起し、再発防止に努めることといたしました。

問合せ先
緑区選挙管理委員会事務局
直通電話 042-775-8820
対応責任者 鈴木 佐藤